

九度山町個人情報ファイル簿

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・原戸籍簿	
行政機関の名称	九度山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づき、個人の身分法上の事実や法律関係を登録・公証する。	
記録項目	1 本籍、筆頭者氏名、2 戸籍内の各人について、①氏名、②出生の年月日、③戸籍に入った原因及び年月日、④実父母の氏名及び実父母との続柄、⑤養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、⑥夫婦については、夫又は妻である旨、⑦他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、⑧その他法務省令で定める事項	
記録範囲	町の区域内に本籍を定める日本国民	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務局橋本支局(管轄法務局) 戸籍情報連携サポートセンター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 九度山町総務課 (所在地) 〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1190 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第 20 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 9 日